

## 議案第12号

平成29年度 社会福祉法人福岡市社会福祉事業団事業計画案

上記の議案を提出する。

平成29年3月28日

社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団

理 事 長 恒吉 香保子

平成29年度 社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団事業計画

当事業団は、昭和48年2月に福岡市によって設立され、以来今日まで44年間に渡り、福岡市が設置した福祉施設の経営及び福岡市等の各種事業を受託してきた。

その間、効率的な組織運営を図るとともに、蓄積した専門性を活かして、福岡市と一体になって福祉事業の推進に取り組み、市民福祉の増進に努めてきた。

平成29年度は、福岡市における障がい福祉の状況と、事業団が担うべき役割を踏まえ、より高度な専門性を必要とする、障がい児、発達障がい、強度行動障がい及び高次脳機能障がい者への支援や、相談支援、就労支援、障がい者スポーツに関する事業等を充実させていく。

特に、早良区第1障がい者基幹相談支援センターの円滑な運営、「障がい者等地域生活支援協議会」こども部会への参画など、福岡市内の障がい児・者に係る相談支援体制の充実・強化に取り組んでいく。

新たな取組として、強度行動障がい者の市内での福祉サービス利用機会の拡充のため、移行型のグループホームを年度内に開所する予定である。昨年度開所した分園すてっぷ（児童発達支援事業所）同様、給付費の枠内での施設運営を行うものであり、事業団として経営を軌道に乗せるよう努めていく。

また、現在旧こども病院跡地に設置している障がい者行動支援センターかへむについては、移行型グループホームに移転・合築し、一体的な運営を行うことでより効果的な利用者支援に資するものとする。

加えて、事業団の今後10年程度を見越した経営の方向性を示す「経営方針」及び平成29年度から3年間の具体的な取組を示す「第3次経営計画」を策定し、その着実な履行を進めていく。

今後とも福岡市と緊密な連携をとり、社会福祉の増進に寄与できるよう、より効率的・効果的な法人経営を行っていく。

## 1 機構及び人員

- (1) 評 議 員 総数 7人
- (2) 役 員 総数 8人 (理事 6人 監事 2人)
- (3) 会計監査人 総数 1人
- (4) 職 員 総数 349人 (一般職員 217人 嘱託員 132人)

## 2 社会福祉事業

- (1) 「心身障がい福祉センター」の運営に関する事業
- (2) 療育センター「西部療育センター」及び「東部療育センター」の運営に関する事業
- (3) 医療型児童発達支援センター「あゆみ学園」の運営に関する事業
- (4) 児童発達支援センター「めばえ学園」の運営に関する事業
- (5) 身体障がい者福祉センターA型「障がい者スポーツセンター」の運営に関する事業
- (6) 身体障がい者福祉センターB型「早良障がい者フレンドホーム」及び在宅障がい者デイサービス施設「西障がい者フレンドホーム」の運営に関する事業
- (7) 障がい福祉サービス事業所「ももち福祉プラザ」の運営に関する事業
- (8) 「障がい者基幹相談支援センター」の運営に関する事業
- (9) 「発達障がい者支援センター」の運営に関する事業
- (10) 「児童発達支援センター分園」の運営に関する事業

※1：(1)～(8)の事業については、指定管理業務として実施する。

※2：(10)の事業については、自主事業として実施する。

## 3 公益事業

- (1) 「障がい者就労支援センター」関連事業
  - ① 「障がい者就労支援センター」の運営に関する事業
  - ② 「障がい者インターンシップ事業」の運営に関する事業
  - ③ 「障がい者職場定着促進事業」の運営に関する事業
- (2) 「強度行動障がい児・者支援」関連事業
  - ① 「強度行動障がい者共同支援事業」の運営に関する事業
  - ② 「強度行動障がい者支援研修事業」の運営に関する事業
  - ③ 「強度行動障がい者集中支援モデル事業」の運営に関する事業
- (3) 「障がい児支援」関連事業
  - ① 「障がい児通所支援に係る利用契約補助業務」の運営に関する事業
  - ② 「障がい児等療育支援事業」の運営に関する事業
  - ③ 「障がい児保育訪問支援事業」の運営に関する事業
  - ④ 「児童発達支援センター等日中一時支援事業」の運営に関する事業
  - ⑤ 「障がい児保育判定事業」の運営に関する事業
  - ⑥ 「私立幼稚園障がい児支援事業」の運営に関する事業
  - ⑦ 「障がい児相談支援事業（特定相談支援事業を含む）」の運営に関する事業
- (4) 「障がい者支援」関連事業
  - ① 「障がい者に関わるホームヘルパースキルアップ研修」の運営に関する事業
  - ② 「障がい支援区分認定調査」の運営に関する事業
  - ③ 「特定相談支援事業」の運営に関する事業

- ④ 「福岡市障がい者虐待緊急一時保護事業」の運営に関する事業
- ⑤ 「市外施設障がい支援区分認定調査」の運営に関する事業
- ⑥ 「早良区第1障がい者基幹相談支援センター」の運営に関する事業【新規】  
地域で生活する障がい児・者に対し福祉サービスの利用支援等、及び地域の相談支援事業者に対する指導・助言等を行う。

**(5) 福岡県からの受託事業**

- ① 「福岡県高次脳機能障害支援事業」の運営に関する事業
- ② 「相談支援従事者現任研修」の運営に関する事業
- ③ 「福岡県強度行動障害支援者養成研修」の運営に関する事業

**(6) 事業団基金の運営**

※1：(5)②、③の事業については、福岡県が公募により委託先を決定するものであり、事業団としてこれに応募するもの。

※2：(1)～(5)の事業については、1の社会福祉事業と一体的に運営しており、会計処理は社会福祉事業として扱うもの。

**4 収益事業**

事業団団体保険取扱事業